

一つ一つ私は部長の考え方もわかりますけれども、要は田地住民の立場に立って、本当に共益費の中で賄うこれらの問題が早く解決するよう努力していただきたいというふうに思っています。

一つには、共益費の中で毎年百万円くらいのごみの清掃料、これを共益費の中で賄っているわけです。これはごみを収集するというのではなく、ごみ箱のあたりを清掃するのに百万円くらいかかっているということです。この地域ではなかなかこれらの問題が解決されていかない。いま田地住民の方々は、市に対してごみの減量、ごみの問題に協力しているということもありますので、市もケースバイケースという形でできることは早急にやっていただきたいというふうに考えております。公園の砂場のことをちょっと聞かせてください。

それと健康センターの充実ですけれども、市長の答弁の中で、同感だというふうに言われまして、できるだけ充実するように部にも話し合っていると、言われました。私は今後の問題として、昨年十一月に健康センターが設立され、四月から職員が配置されて軌道に乗ってくるのはまだまだこれからではないかと考えております。まず手始めに、保健所との連絡で保育相談を始め、これ

から夏に向かって救急措置や精神病、更年期障害の講習などもやるというふうにいま話がありました。私はそういうこともぜひやっていただきたいというふうにも思います。一つには、四名の職員でこれ以外にやらなければいけない義務づけられている予防接種の問題、こういう問題がものすごく多くあるわけです。あとは休日診療の医者の手配とか、予防接種一つをとってみても、予防接種に来た人にさせればいいということではなく、問診書の整理から、また終わったあとに、できれば来た人に講師の話を聞かせるだけでなく、やはりいまの予防医学、特にガンの問題等早期発見が必要になるので、いろいろなパンフレットや印刷物をつくって、市民に啓蒙活動をするのも健康センターの仕事ではないかと考えております。

正直なところを言って、四名の職員で係長が保健婦を兼ねているという現実の中で、果たして職員にしわ寄せがいかないまままでこれが充実できるのかという点、私はとても不安だと思えます。せっかくいい健康センターが設立されたのですから、特にお願いしたいのは、早く健康センターに職員も充実させて四万八千市民の健康、予防衛生を充実してもらうのが先ではないかと思えます。職員が増員しないからほかできないということはありませんので、ぜひとも二本立てで、早く職員の増員とともに

私が個人的に考えるのは、今後健康センターの職員を募集するには、保健婦を採用するのがいいと考えております。それと印刷物が出しやすくなるような予算だとかいろいろな、もうもうのことがあると思いますが、そういうことも早く措置していただきたいと思っております。この職員の増員のことを再度質問させていただきたいと思っております。

そして都予算の問題ですけれども、いま市長がおおよその額で二億円近くの減額ではないかと言われました。国保や消防費が大口だと言われましたけれども、私は、この二億近くの減額が福生市の財政に影響してくるのはあたりまえですが、どのように影響し、そして後、復活案が発表されて、財政的に福生市の予算がどのようになるか聞かせていただきたいと思っております。

それと保育料、保育の関係です。福祉の中でも国保の保険料と保育園の問題が一番大きな今後の問題としてあらわれてくると思っています。当面五十四年度は、市長も努力して迷惑をかけないようにするということが本会議の中で言われましたけれども、私は、将来と言われましたが、もうすぐ来年度予算当たりでこの問題が当然出てくるのではないかというふうに思いますが

ここの問題を聞かせていただきたいと思っております。そして、このような東京都の補正予算案が発表されて、今後都に対して、福生市としてはこの減額になります。このような都の補正予算に対して、どのような態度をとっていくかということ聞かせていただきたいと思っております。

○市長（石川常太郎君） 先ほど申し上げました都の予算の件でございます。今年は余り御迷惑をかけずにいけるだろうと思っております。

それから来年度以降は、都の方針がどういうふうに変わってまいるかということを見きわめません、私どもの方でもはっきりしたことは申せません。夏から秋口になりますれば、大体傾向はわかってくると思っています。市といたしましても、これはどちらの市町村もそうだと思いますけれども、やはり都の方針には従っていかざるを得ないだろうと考えておりますので、明年度以降につきましましては、いまのところ何とも申し上げる段階ではないと思っております。

○建設部長（斉藤多市君） 公園の砂の問題でございますが、私も先般あそこを通りまして見ましたが、砂が非常に少ないというふうに感じました。しかし御質問の点につきましては、現在公社の管理規定もありますので、私の方からも公社の方

に砂を入れるように要望をこれからしたいと思っております。

○市民部長（生子国利君） 職員の増員の問題でございますが、それと同時に、センターの内容的なこと、実態を十分把握されているようでございまして感謝申し上げます。わけでございますが、職員の増員につきましては、先ほど申し上げましたとおり保健婦という特殊性の職員でなければならぬという点もございしますが、これらにつきましては人事担当ともよく相談いたしまして、なるべく早い機会にそういう充実を図りたいと考えております。

○企画財政部長（浅見裕康君） 基本的には市長からお答え申し上げてあるわけですが、五十四年度の予算に対する影響度合、あるいは今後の補正予算がどうなっていくかということでございますが、原議員さんからも話がございましたように、また東京都におきましては二十四七億円の追加需要が予算上未計上になっております。また鈴木都知事が申されましたように、都の財政再建委員会がございまして、これから抜本的な都財政の洗い直し、ないしは分析がされるということでございます。そういう二つの前提に立ちまして想定いたしますと、今後数年間は、相当厳しい財政事情のもとに、当然大きな影響をわが市も受けるのではないかとこの想定を持っ

ております。したがいまして、本年度の予算につきましては、先般の全協におきましてもそれ相応の措置といたしまして、予備費に二億余万円の計上をさせていたたいてあります。したがいまして、五十四年度予算につきましては、直接的には影響はないというふうな判断を持っております。

今後の問題といたしまして、当然その影響がいつの時点で出てくるか。先ほど触れましたように、来年度以降、いま御質問の中にもございましたが、保育料とか保険料、こういうものが運用上どういう形で財源確保をして実施していけばいいか、その辺がポイントになってくると思います。それらの値上げをせざるを得ないという事態になりましたあかつきには、また議会にもいろいろ御説明申し上げまして、それ相応の措置をとっていくかざるを得ないと考えております。

五十四年度におきましては、先ほど申し上げましたようなことで予算上の影響はなく、そのまま執行できるというつもりであります。五十五年度以降につきましては、ただいま言いましたようなことでございます。そのときは、それ相応の御検討をいただきますと考えております。

○十二番（原 敏子君） 加美平団地の公園や街灯の問題については、公社と早急に折衝

をしていただきました。一日も早く公園や街灯の維持管理が市の方で賄っていただけるようにしていただきたいと思います。

歩道につきましては、歩道はここで移管してもいいと、無償譲渡ということが言われているとの答弁がありました。いま歩道はすいぶん冗ぼくだらけで、夜歩いてころんだという人もございます。これは譲渡された後、すみやかに整備されたいということを要望いたします。これは整備するわけで、当然市が整備する責任があるわけですね。健康センターですが、早い機会に保健婦なりの採用をして充実したいということとは、これも本当に四万八千市民の予防衛生をこのセンターの業務としていくということなので、一日も早い時期に職員を採用されて、そして救急の措置や、これまで行ってきたております予防接種、結核検診等の充実を図っていただきたいと思っております。それと一つには、いま部長が言われました、本当にあそこはちよと行ってみましても庁舎から離れておりますので、職員が少ない中でなお不便を重ねるようなことのないように、あそこだけでも印刷することや、出かけることがすいぶんあると思っております。こういう問題を充実してもらうよう要求しておきます。

それと五十四年度都予算の問題ですが、五十四年度においては予算上の影響がな

いということかはつきりしまして、本当にいいことだ、よかったと考えております。しかし

今後の問題として、すぐ九月ごろから五十五年度予算を編成しなければならぬという時期において、夏から秋口にかけて都の方針が決まってくるから、それによってということが市長から言われましたが、私はこのような都の予算の組み方について、市としてはどのように都に対して善処をするような、うんとほしいという働きかけをすると思うが、その辺が先ほどの質問に漏れている気がしますので聞かしていただきたいと思っております。

それから私、福祉、教育というのは、いままで革新都政十二年間の中で、都民の多くの皆さんと各自治体の要求によってこれまでになつてきた問題がすくなくあります。これらの問題が都の予算がよくわからないからといって、来年度以降の問題になりますけれども、保険料や保育料の問題は一番大きな問題としてはね返ってくると思うんです。これらの問題を、受益者負担ということではなくて、市民の生活を守るという立場で財政当局の大きな努力をしていただきたいというふうに考えております。

一つ、都に対する要求の中で、それだけをお知らせいただきたいと思っております。

○企画財政部長（浅見裕康君）お答えいたします。

都に対していろいろ予算要求をすると、それは具体的には補助金をよけい寄こ

せという運動になると思いますが、先ほど申し上げておりますように、都の財政そのものは、われわれがおおまかに見ましても全く余裕がないわけです。そういう中で、やはり都の財政再建という観点に立っていろいろな分析をされて、今後その方途が確定するという前提を予測いたしますと、当然それらの点から五十三年度予算を計上してありました都予算、その内容よりもはるかに厳しい内容で補正予算を構成しなくてはならないという事態が現在はいきりしているわけですが、そういった意味でなかなか従来どおりの補助金等をいただきたいという要望を申し上げても、現実問題として同じような予算を編成し、執行していただくのでは都の財政再建ができないという結論に相なつてまいりましたわけで、その辺でむずかしい点になるわけでございますが、ただ私ども、現在の予算の確定については、二十三市一丸となりまして、これから運動をさらに展開していく。特に問題になつております国保関係については、非常に額が多いわけでございます。今後国保財政の確立、健全財政の確立の面からいっても非常に大きな問題になつてくるわけでございます。これらについては何とか復活をしていただきたいという運動を展開しているわけですが、いずれにいたしましても、都の現況が現況でございますので非常にむずかしい

いのではないかと、それからもう一点、先ほど触れましたように、今後都の財政の見直しをしていくという事で再建委員会ができて、そこで出されました結論は、現在の都が積み残してあります追加需要、そういった未計上ということが具体的に起きておりますので、そういうものを踏まえた検討になると思います。

したがいまして、非常に今後の再建のための予算上の制約がはきり出てくるであろうと想定しております。そういうことで、現時点におきましては厳しい情勢下でございます。一応運動は今後も展開していくわけでございますけれども、われわれが期待するような回答あるいは実質的予算措置は非常にむずかしいだろうという見解を持つていらっしゃるわけでございます。

それから、福祉あるいは教育という全体におきましてこの予算におきましては、おかげさまでほとんど足切り予算はここで復活しております。ただ補助率等が九割が三分の一ないし十分の一になるということでございますが、それらは組みかえもいろいろございましょうけれども、本来どちらが負担すべき、どちらが主体として行政執行していくかという、その辺の判断はむずかしいわけですが、現段階においては、それらの不足分は市の一般財源を充当いたしまして、従来どおりの事務事業を執行していくという基本

方針を現在のところ持っているわけです。ただ、先ほどふれましたように、全体の子算の歳入歳出のバランスの中で、財政が運営されていくという基本的な考え方がございまずので、それ相応の財源不足を来した場合、それぞれ対応する措置をしていただきたいというふうに考えております。

○十一番(原 敏子君) 都予算の問題で要望させていただきました。

五十四年度はいいにしても、福祉や教育予算の都の財政の補正の中での切り捨ては、当然、市民の負担増になるわけです。それだけではなくて、市町村財政の支出増も含み、当然、市の財政につきましても、財政危機が引き起こされることになつてくると思います。それに伴いまして、市長は、先ほど将来によつては受益者負担になるのではないかと。なるべくそうはしたくないと言われましたが、市がそのままの行政のレベルを保つていくために受益者負担にしなければならぬんだという考え方、これにつきましても、これまで聞いた中にもあったと思います。こういうことではなくて、私は、あくまでも市長が先ほど言われましたような、受益者負担を解消していくという形の市長の姿勢を強く要望したいと思います。都の財政が大変だからこれは住民の皆さんに泣いていただくということではなくて、やはり都にも強く折衝しながら、

市でも一般財源から回せるものは回して、受益者負担を少なくしていくということを強く要望しておきたいと思ひます。

それと、健康センターにつきまして、申しわけないんですけれども、私ちよつと行つてみましたところ、印刷機もないし、乗り物といったらオートバイが一台あるだけです。隣の体育館におきましては幾つかありますけれども、健康センター独自のものとして自動車も軽自動車は当然必要だろうと思ひますし、印刷機も輪転機でなくても青焼きのコピーの機械でも備えていただけないかということを強く要望して、市民の健康を守る健康センターだということを、本当に市民の皆さんに誇つていきたいと考えております。私の要望を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 一時まで休憩いたします。

午後零時四分 休憩

午後一時十六分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に二番 仲村清信君

(二番 仲村清信君 登壇)

○二番(仲村清信君) 先にお断り、またお願いを申し上げたいと思います。

何せ初めてのことでございますので、皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、四項目についての質問をいたします。

第一に、横田基地航空機騒音対策についてお尋ねいたします。

この問題については、基地を持つ当市においては、過去いろいろな形で検討されてきたわけですが、政府もようやく空港周辺の騒音対策を考え、騒音をめぐるトラブルをこれ以上広げないという方針を打ち出してまいりました。昭和四十八年十二月六日に、航空機騒音にかかわる環境基準の設定についての答申が中央公害対策審議会から出され、現在では、この環境基準を維持達成するため、羽田空港を初め、全国十五の民間空港で、昭和五十四年度から全室防音工事が進められる

ようになりましたが、私はこのような時期に、アメリカ合衆国の軍隊の施設として使用されている横田基地といえども、周辺の住民は日本国民でありますので、民間空港と差別することなく、生活環境を考えていかなければならないと思うものであります。

横田基地の現況は、飛行回数で見たとき、昭和五十二年度一万三千七百二十四回、昭和五十三年度一万三千三百二十四回、約四百回くらいの減少となっておりますが、騒音持続時間について見ますと、昭和五十二年度は五十一時間八分四十三秒でありましたが、昭和五十三年度は五十二時間十八分三十六秒となり、一年間を通して前年度より一時間九分五十三秒市民が長く飛行機の騒音を受けたことになります。また午後九時から翌朝七時までの睡眠時間帯の飛行回数を見たときに、これは本年の五月二十六日から六月四日までの十日間のデータではありますが、午後十時から翌朝七時までの時間帯は十日間で二回から三回という回数であります。九時から十時の子供たちが眠るころのこの時間帯は、実に四十回という飛行回数になっております。これは昨年度の調査でも同じような結果となっております。その他いろいろと問題点がありますが、以上のような状態から見たとき、福生市として日本政府並びに米軍に対し、最小限度の飛行で、福生市民の生活環境改善に協力いただくよう強く申し入れ

されんことを望みます。

それでは、これに関連した問題で質問いたします。

環境基準の達成のために、政府は騒音線引きについての告示案を作成中であり、近く関係自治体に提示すると言われておりますが、福生市においては、環境基準の最終目標である昭和五十八年度までに、航空機うるささを示す国際基準——正確ではございませんが、大体こういう言い方をしておりますが、セナW E C P N L以上の区域にある世帯の全室防音工事実現のため、どのような方策を講じているか御回答をお願いいたします。

質問の第二項に移させていただきます。

特定防衛施設周辺整備調整交付金と基地交付金について、これらは防衛施設周辺の生活環境の整備等の目的のために出される交付金であると考えましたとき、市行政の中でこれらの分配については非常にむずかしい問題であると思っております。と申しますのは、防衛施設の周辺地域といいますが、福生市の場合も直接被害を受けている場所と、さほどでない場所があるからであり、被害度が大きければ大きいほど、地域住民の生活環境の整備の要求は切実な問題であります。私もいろいろの

機会を通して住民の声を聞いてまいりましたが、率直に申し上げますと、過去における具体的な整備の内容は、直接被害を受けていると思われる国鉄八高線東側の地域の方がおくられているのではないかとこの言葉を聞いておりますが、どのようになつていたか。また今後の環境整備についての御回答をお願いいたします。

三番目といたしまして、福生市宅地開発等指導要綱について、福生市も近年多くのマンション建設が行われてきました。そのため無秩序な宅地開発を防止し、地域住民への被害を排除するとともに、事業主に対し、応分の負担と協力を要請していくことを目的としての指導要綱を設けられたと拝します。

昭和五十四年五月三十日、武蔵野市の後藤前市長が、指導要綱を無視して建築したマンションに水道の供給を拒否した問題で、第一回目の公判が八王子地裁で開かれました。この裁判に対して、自治体を初め住民の高い関心が寄せられています。このような時期に、福生市内においても問題がないだろうか。私は、現在福生市の開発指導要綱によって、テレビ電波障害等に関して、電波障害を排除するという市との覚書を交換した業者が、昨年の九月ごろから今日に至るまでの長期間、障害を排除しないでまわっているという被害の事実を見てきております。今後

とも起り得ることを思います。現在の指導要綱で市民の生活環境の保全がなされているか。また、要綱行政に対する今後の考え方についてお尋ねいたします。

四番目といたしまして、さつき園の跡地利用と殿ヶ谷分水について、さつき園につきましては、福生市の不燃物埋立地として、昭和四十八年十二月二十七日の協定書により、福東地域住民の大変な協力によって設置されてきたわけですが、現在では、近くの能川一五六二番地に、昭和五十四年四月十一日から不燃物の処理施設である福生市リサイクルセンターが稼働しております。

この福生市リサイクルセンター設置に関して、福東町会と福生市の間で協定書を締結していますが、覚書の第六項に、さつき園の跡地利用については、福東町会と十分協議し、市民の有効利用を図れるよう努力するとなっています。現在、さつき園の協定関係はどのようになっているか。また跡地利用の具体的計画案があるかどうかお尋ねいたします。

それとまた、さつき園のあるこの地域には、玉川上水の水を砂川地域に流していた殿ヶ谷分水があります。現在では荒れるがままになっていて危険でもあり、美観上、また衛生上、非常に住民にとっては問題の多いところであり、福生市においても遊歩道

として開発する計画を持たれていると思いますが、工事計画等についてお尋ねいたします。

以上をもちまして第一回目の質問を終わります。
よろしく御回答くださいますようお願いいたします。

(市長 石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 御回答申し上げます。

私から結論あるいは要点を申し上げまして、個々に詳しくは担当より説明を申し上げますので、御了承のほどをいただきますと思います。

第一点の横田基地の航空機騒音対策でございますが、被害の多い方々、特に福東地域の皆様方にはまことに申しわけなく、御同情を禁じ得ないところでございます。私も当然米軍に対しまして、日本政府に対しまして、夜間飛行の住民に対する迷惑を十分認識し、その上に立つての飛行ということを、再三機会あるごとに申し入れるところでございますが、なかなか思うようにもまいりませんで、残念に思っているところでございます。

御指摘のように、中央公害対策審議会におきまして、民間は七十五でございます

が、軍におきましてはWECPL八十五という数字が示されまして、余りにも範囲が狭いので、これが広範囲に該当するよう、市独自といたしましたも、また市議会でもお願いをし、また全国の団体においても強い要望と陳情を行っているところでございます。一般横田基地の再調査もございまして、近日中に八十までというような話がございまして、近いうちにこれに対する連絡があるそうでございますが、一挙に下げるということはなかなかむずかしいようでございます。

御質問にはございませんでしたが、結局、数字を幾つにするということは、民家防音をどうするかということにつながっているわけでございますけれども、福生市管内におきましては、現在の八十五の範囲におきましては三百六十六戸該当しております、そのうち百五戸が完成したことであります。市といたしましては、本年度少なくとも百戸というお願いをしているわけでございますが、現在のところ内示はそれまでいておりません。また一室防音、二室防音の点もございしますが、防衛施設庁の本年の予定は一万五千戸でございまして、そのうち試験的に試験的だそうでございしますが、試験的に全室防音を音の救い飛行場周辺において、試験的の改造をしてみるようでございます。私もといたしましては、第一種の範囲をなるべく広くとれるような方策に、今後とも力強い運動を進めてまいり